

令和2年3月

お客様各位

観音寺信用金庫

## 「後見制度支援預金」の取扱開始について

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

観音寺信用金庫では、令和2年4月1日より後見制度利用者の財産保護を目的に、下記のとおり「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

### 記

1. 商品名

かんしん後見制度支援預金

2. 取扱開始日

令和2年4月1日

3. 利用対象者

家庭裁判所が「後見制度支援預金」の新規契約に係る「指示書」を交付した方  
※成年後見、未成年後見いずれもお取り扱いいたします。

4. 後見制度支援預金とは

後見制度を利用されている方の預金のうち、日常的な支払いをするために必要十分な金銭は後見人ご自身で管理をし、残りの通常使用しない金銭を、「後見制度支援預金」として管理する預金です。「後見制度支援預金」は、家庭裁判所の「指示書」に基づいて入金・出金が行われるため、被後見人の財産を安全かつ適切に保護・管理することができます。

5. 本件に関するお問い合わせ

当金庫の最寄りの営業店、もしくは、本部・業務管理部（0875-25-2181）までお問い合わせください。

以 上